

**改正**

昭和三五年四月一五日三重県規則第三三号  
昭和三五年七月三〇日三重県規則第六二号  
昭和三九年一二月一五日三重県規則第六九号  
昭和五八年一二月二八日三重県規則第四七号  
昭和六一年四月一日三重県規則第二四号  
平成二年三月三〇日三重県規則第一一号  
平成八年一二月一三日三重県規則第六五号  
平成九年三月三十一日三重県規則第一一六号  
平成一一年三月一九日三重県規則第二八号  
平成一一年一二月三日三重県規則第一一五号  
平成一二年三月二四日三重県規則第一三号  
平成一三年一〇月一九日三重県規則第八四号  
平成一四年一二月二六日三重県規則第六九号  
平成一六年一二月二八日三重県規則第八六号  
平成一七年三月七日三重県規則第九号  
平成一九年一二月二六日三重県規則第七一号  
平成二四年七月九日三重県規則第四二号  
平成三〇年一二月一八日三重県規則第八四号  
令和二年三月三十一日三重県規則第三三号  
令和二年一二月一五日三重県規則第八一号  
令和三年三月二六日三重県規則第六五号

クリーニング業法施行細則を次のように定める。

クリーニング業法等施行細則

クリーニング業法施行細則（昭和三十五年三重県規則第二百二十六号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第一条** この規則は、クリーニング業法（昭和三十五年法律第二百七号。以下「法」という。）、  
クリーニング業法施行令（昭和三十八年政令第二百三十三号。以下「令」という。）、クリーニ

ング業法施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十五号。以下「施行規則」という。）及びクリーニング所等に係る営業者が講ずべき必要な措置に関する条例（平成十四年三重県条例第六十二号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（提出書類の経由）

**第二条** 法、令、施行規則又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、当該施設の所在地又はその者の住居地を管轄する保健所長を経由しなければならない。ただし、県外居住者の受験申込書、免許証再交付申請書及び免許証訂正申請書については、この限りでない。

（クリーニング所について講ずべき措置）

**第三条** 条例第二条第一項第九号の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- 一 テトラクロロエチレンを取り扱う施設及び場所の床は、不浸透性材料とすること。
- 二 貯蔵用のタンク等は、密閉でき、かつ、耐溶剤性の容器で地上に設置すること。
- 三 前号の規定により設置する場合において、屋外に設置するときは直射日光及び雨水の当たらない場所とし、屋内に設置するときは換気のできる冷暗所とすること。
- 四 使用済みの蒸留残さ物、カートリッジフィルター、活性炭等の溶剤を含む汚染物の貯蔵に当たっては、前二号に準ずる取扱いとすること。

**第三条の二** 条例第二条第一項第十号ロの規則で定める消毒効果を有する洗濯方法は、次の各号のいずれかに該当する洗濯方法とする。

- 一 摂氏八十度以上の熱湯で十分間以上洗濯する方法
  - 二 さらし粉、次亜塩素酸ナトリウム等を使用する洗濯方法であつて、遊離塩素濃度が一リットルにつき二百五十ミリグラム以上である摂氏三十度以上の溶液に五分間以上浸し、かつ、その終末濃度が一リットル当たり百ミリグラム以上となるような方法で漂白することを、その工程の中に含むもの
  - 三 テトラクロロエチレンに五分間以上浸して洗濯した後、テトラクロロエチレンを含んだまま摂氏五度以上で十分間以上乾燥させる洗濯方法
- 2 条例第二条第一項第十号ロの規則で定める消毒方法は、他の法令の規定に基づく消毒方法を必要とする場合を除き、次の各号のいずれかに該当する消毒方法とする。
- 一 蒸気消毒（摂氏百度を超える水蒸気に十分間以上触れさせることをいう。）
  - 二 熱湯消毒（摂氏八十度を超える熱湯に十分間以上浸すことをいう。）
  - 三 ホルムアルデヒドガス消毒（摂氏六十度以上の密閉されたホルムアルデヒドガス（あらかじめ真空にした装置において容積一立方メートルにつき六グラム以上のホルムアルデヒド及び四

十グラム以上の水を蒸発させたガスをいう。)に一時間以上触れさせることをいう。)

四 酸化エチレンガス消毒(摂氏五十度以上の酸化エチレンガス(あらかじめ真空にした装置に酸化エチレンガス及びこれを不活化する炭酸ガス等を二対九の割合で混合して注入した後、常圧に戻し又は加圧されたガスをいう。)に一時間以上触れさせることをいう。)

五 石炭酸水消毒(摂氏三十度以上の石炭酸水(日本薬局方に収められたフェノールの二パーセント水溶液をいう。)に十分間以上浸すことをいう。)

六 クレゾール水消毒(摂氏三十度以上のクレゾール水(日本薬局方に収められたクレゾール石けん液の一パーセント水溶液をいう。)に十分間以上浸すことをいう。)

七 ホルマリン水消毒(摂氏三十度以上のホルマリン水(日本薬局方に収められたホルマリンの一パーセント水溶液をいう。)に十分間以上浸すことをいう。)

(開設届出)

**第四条** 施行規則第一条の三第一項に規定する開設の届出は、第一号様式によるものとし、施行規則第二条に規定する添付文書(他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいる場合に限る。)のほか、次の書類を添えて、当該開設地を管轄する保健所長に届け出なければならない。

一 クリーニング所の平面図(建物の総面積及び住居各作業室の区画、排水の位置を示した図面及び付近との見取図)

二 営業者が法人の場合は、登記事項証明書

2 施行規則第一条の三第二項に規定する営業の届出は、第一号様式の二によるものとし、施行規則第二条に規定する添付文書(他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいる場合に限る)のほか、次の書類を添えて、当該営業区域を管轄する保健所長に届け出なければならない。

一 業務用車両の自動車検査証及び写真

二 営業者が法人の場合は、登記事項証明書

3 法第五条第一項の規定によるクリーニング所の開設の届出をした者から当該営業を譲り受けた者が第一項の届出書を提出するに当たっては、施行規則第一条の三第一項第四号及び第六号から第九号までに掲げる事項(第五条第一項の規定による変更の届出がされている場合は変更後の事項)のうち、変更がない事項の記載を省略することができる。

4 法第五条第二項の規定による無店舗取次店の開設の届出をした者から当該営業を譲り受けた者が第二項の届出書を提出するに当たっては、施行規則第一条の三第二項第三号、第五号及び第七

号から第九号までに掲げる事項（第五条第一項の規定による変更の届出がされている場合は変更後の事項）のうち、変更がない事項の記載を省略することができる。

5 法第五条第一項の規定によるクリーニング所の開設の届出をした者から当該営業を譲り受けた者が第一項の届出書を提出するに当たっては、施行規則第一条の三第一項第四号に掲げる事項（第五条第一項の規定による変更の届出がされている場合は変更後の事項）に変更がない場合に限り第一項第一号に掲げるクリーニング所の平面図の添付を省略することができる。

6 法第五条第二項の規定による無店舗取次店の開設の届出をした者から当該営業を譲り受けた者が第二項の届出書を提出するに当たっては、施行規則第一条の三第二項第二号に掲げる業務用車両の自動車登録番号又は車両番号（第五条第一項の規定による変更の届出がされている場合は変更後の自動車登録番号又は車両番号）に変更がない場合に限り第二項第一号に掲げる自動車検査証及び写真の添付を省略することができる。

7 法第五条第一項又は第二項の規定による開設の届出をした者から当該営業を譲り受けた者で、第三項から第六項までの適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類を第一号様式又は第一号様式の二に添えて、提出しなければならない。

（確認証の交付）

**第四条の二** 保健所長は、法第五条の二に規定する確認をしたときは、第二号様式による確認証を営業者に交付しなければならない。

（変更届及び廃止届）

**第五条** 施行規則第一条の三第三項に規定する変更の届出は、第三号様式によるものとし、次に掲げる書類を添えて、当該開設地を管轄する保健所長に届け出なければならない。

一 クリーニング所又は業務用車両の構造及び設備を変更した場合にあつては、変更前及び変更後の平面図

二 業務用車両を変更した場合にあつては、自動車検査証及び写真

2 施行規則第一条の三第三項に規定する廃止の届出は、第四号様式によるものとし、確認証（第二号様式）を添えて、当該開設地を管轄する保健所長に届け出なければならない。

（相続の場合の承継の届出）

**第五条の二** 施行規則第二条の二に規定する承継の届出は、第四号様式の二によるものとし、次に掲げる書類を添えて、当該開設地を管轄する保健所長に届け出なければならない。

一 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し

二 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意によりクリーニング所又は無店舗取次店の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書  
(合併の場合の承継の届出)

**第五条の三** 施行規則第二条の三に規定する承継の届出は、第四号様式の三によるものとし、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書を添えて、当該開設地を管轄する保健所長に届け出なければならない。

(分割の場合の承継の届出)

**第五条の四** 施行規則第二条の四に規定する承継の届出は、第四号様式の四によるものとし、分割によりクリーニング所又は無店舗取次店の開設者の地位を承継した法人の登記事項証明書を添えて、当該開設地を管轄する保健所長に届け出なければならない。

(試験)

**第六条** 法第七条の規定により行うクリーニング師の試験の期日、場所及び受験申込書提出期限等は、その都度告示する。

**第七条** 施行規則第三条に規定する受験の申込みは、第五号様式によるものとし、同条に規定する書類のほか、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する資格のあることを証する書類を添えなければならない。

2 知事は、前項の受験の申込みを受理したときは、第六号様式による受験票を交付する。

(受験者の心得)

**第八条** 受験者は、試験場においては、全て係員の指示に従わなければならない。

(不正受験)

**第九条** 受験者が試験に関して不正の行為があつたときは、その者の試験は無効とする。

2 合格証書を交付した後に前項の行為が判明したときは、その者の合格は、これを取り消す。

**第十条及び第十一条** 削除

(免許申請書)

**第十二条** 施行規則第四条の規定による免許の申請は、第十号様式によるものとし、施行規則第四条第一号に規定する書類のほか、クリーニング師免許証に旧姓又は外国人における通称名（以下「旧姓等」という。）の併記を希望する場合にあつては、次の書類を添えて行わなければならない。

一 旧姓併記を希望する者については、戸籍謄本、戸籍抄本又は旧姓が併記されている住民票の写し

二 外国籍の者で通称名の併記を希望するものについては、通称名が記載された住民票の写し  
(クリーニング師原簿)

**第十三条** 法第八条に規定するクリーニング師原簿は、第十一号様式とする。

(免許証の再交付)

**第十四条** 施行規則第六条に規定するクリーニング師免許証の再交付の申請は、第十二号様式によるものとし、クリーニング師免許証を毀(き)損した場合はその免許証を、旧姓等の併記を希望する場合にあつては、第十二条第一号又は第二号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(免許証の訂正申請書)

**第十五条** 施行規則第八条に規定する免許証の訂正の申請は、第十三号様式によるものとし、次に掲げる書類のほか、旧姓等の併記を希望する場合にあつては、第十二条第一号又は第二号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- 一 クリーニング師免許証
- 二 戸籍謄本又は戸籍抄本

(登録の抹消申請書)

**第十六条** 施行規則第十条に規定する登録の抹消の申請は、第十四号様式によるものとし、次の書類を添えて行わなければならない。

- 一 クリーニング師免許証
- 二 死亡したことを証する書類又は失そうの宣告を受けたことを証する書類

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、この規則施行の際、現に従前の規定によるクリーニング所を開設する者に対する第三条の規定の適用については、昭和三十二年四月一日まではなお従前の例による。
- 2 クリーニング営業に関し、この規則施行の際従前の規定により行つた手続等について、この規則中これに相当する規定がある場合には、この規則により行つたものとみなす。

**附 則** (昭和三十五年四月十五日三重県規則第三十三号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和三十五年七月三十日三重県規則第六十二号)

- 1 この規則は、昭和三十五年八月一日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現にこの規則による改正前の規定に基づいて交付されている証票、許可証等は、当分の間、この規則による改正後の規則の規定に基づいて交付された証票、許可証等とみ

なす。

- 3 この規則施行の際、現にこの規則による改正前の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 4 この規則施行前にこの規則による改正前の規則に基づいて調整した簿冊及び用紙等は、この規則施行後においても、当分の間使用することができる。

**附 則**（昭和三十九年十二月十五日三重県規則第六十九号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百十九号）附則第二項の規定によるクリーニング所及び同法律附則第六項の規定によるクリーニング所並びにこの規則施行の際現に同法律による改正後のクリーニング業法（昭和三十五年法律第二百七号）第五条の二の規定による確認を受けたクリーニング所については、この規則施行の日から起算して一年間は、この規則第三条第二号及び第三号の改正規定は、適用しない。
- 3 三重県行政機関の長に対する権限委任規則（昭和三十二年三重県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第七の第二号中ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のロを加える。

ロ 法第五条の二の規定によるクリーニング所の構造設備についての検査及び確認をすること。

**附 則**（昭和五十八年十二月二十八日三重県規則第四十七号）

この規則は、昭和五十九年一月一日から施行する。

**附 則**（昭和六十一年四月一日三重県規則第二十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成二年三月三十日三重県規則第十一号）

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

**附 則**（平成八年十二月十三日三重県規則第六十五号）

この規則は、平成八年十二月二十六日から施行する。

**附 則**（平成九年三月三十一日三重県規則第百十六号）

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

**附 則**（平成十一年三月十九日三重県規則第二十八号）

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

**附 則**（平成十一年十二月三日三重県規則第百十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成十二年三月二十四日三重県規則第十三号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

**附 則**（平成十三年十月十九日三重県規則第八十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成十四年十二月二十六日三重県規則第六十九号）

この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

**附 則**（平成十六年十二月二十八日三重県規則第八十六号）

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

**附 則**（平成十七年三月七日三重県規則第九号抄）

1 この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成十九年十二月二十六日三重県規則第七十一号）

この規則は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行の日から施行する。

**附 則**（平成二十四年七月九日三重県規則第四十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成三十年十二月十八日三重県規則第八十四号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に改正前のクリーニング業法等施行細則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出された申請書は、改正後のクリーニング業法等施行細則に基づいて提出された申請書とみなす。

3 この規則の施行前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

**附 則**（令和二年三月三十一日三重県規則第三十三号）

（施行期日）

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前のクリーニング業法等施行細則（次項におい



て「旧規則」という。)の規定に基づいて提出されている届出書その他の書類は、この規則による改正後のクリーニング業法等施行細則の規定に基づいて提出された届出書その他の書類とみなす。

- 3 この規則の施行の日前に旧規則に基づいて作成されている用紙等は、この規則施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

**附 則** (令和二年十二月十五日三重県規則第八十一号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前のクリーニング業法等施行細則(次項において「旧規則」という。)第四条第三項の規定に基づいて交付されている確認証は、この規則による改正後のクリーニング業法等施行細則第四条の二の規定に基づいて交付された確認証とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

**附 則** (令和三年三月二十六日三重県規則第六十五号)

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前のクリーニング業法等施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

クリーニング所開設届出書

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

住 所

営業者

氏 名

クリーニング所を開設したいのでクリーニング業法第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 クリーニング所の名称
- 2 クリーニング所の所在地
- 3 クリーニング所開設の予定年月日
- 4 クリーニング所の構造及び設備の概要（別紙）
- 5 営業者（管理人を置いたときは、その管理人を含む。）の氏名、本籍及び生年月日  
又は名称並びに住所
- 6 従事者中にクリーニング師のある場合には、その本籍、住所、氏名及び生年月日並びに登録番号
- 7 従事者数
- 8 洗たく物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所にあつては、その旨
- 9 クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する洗たく物を取り扱わないクリーニング所にあつては、その旨

（規格A4）

(別紙)

クリーニング所の構造及び設備の概要

選別場	構築材料	床		側壁	
	面積	m <sup>2</sup>			
	採光、換気、照明、防湿の状況				
洗場	構築材料	床		側壁	
	面積	m <sup>2</sup>			
	排水設備	屋外		屋内	
	採光、換気、照明、防湿の状況				
乾燥場	構築材料	屋外		屋内	
	面積	屋外	m <sup>2</sup>	屋内	m <sup>2</sup>
仕上場	構築材料				
	面積	m <sup>2</sup>			
	器具及び個数				
	採光、換気、照明、防湿の状況				
その他	仕上整理戸棚数及び状況				
	集配容器数及び状況				
	洗たく物(既末)収納容器数及び状況				
	指定洗たく物の収納容器及び状況				
	上記以外の消毒処置状況				
	おむつ、下着類を取扱う場合のし尿浄化方法				
添付書類					
1 クリーニング所の平面図(建物の総面積及び住居各作業室の区画、排水の位置を示した図面及び付近との見取図)					
2 営業者が法人の場合は、登記事項証明書					
3 施行規則第2条に規定する添付文書(他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいる場合に限る。)					

無店舗取次店営業届

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

営業者 住所  
氏名

無店舗取次店を営業しますので、クリーニング業法第5条第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 無店舗取次店の名称
- 2 業務用車両の自動車登録番号又は車両番号及び車両の保管場所
- 3 営業区域
- 4 営業開始の予定年月日
- 5 業務用車両の構造の概要
- 6 営業者の氏名、本籍、生年月日、住所及び電話番号又は名称、住所及び電話番号
- 7 従事者中にクリーニング師のある場合には、その本籍、住所、氏名及び生年月日並びに登録番号
- 8 従事者数
- 9 クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する洗濯物を取り扱わない無店舗取扱店にあつては、その旨

添付書類

- 1 業務用車両の自動車検査証及び写真
- 2 営業者が法人の場合は、登記事項証明書
- 3 施行規則第2条に規定する添付文書（他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいる場合に限る。）

（規格A4）

第2号様式（第4条の2関係）

確認番号

確 認 証

クリーニング所の名称

クリーニング所の所在地

営業者

氏 名

年 月 日付で届出のあつた上記クリーニング所は、クリーニング  
業法第5条の2の規定による確認をしたことを証します。

年 月 日

保健所長

印

クリーニング営業変更届

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

氏 名

次のとおり変更したので、クリーニング業法第5条第3項の規定により届け出ます。

- 1 営業者、住所、氏名及び生年月日（法人の場合は、その名称、事務所の所在地、代表者の住所及び氏名）
- 2 クリーニング所の名称及び所在地
- 3 無店舗取次店の名称
- 4 届出事項変更内容

届 出 事 項	変 更 事 項

- 5 変更の年月日

注1 クリーニング所又は業務用車両の構造及び設備を変更した場合にあつては、変更前及び変更後の平面図を添付すること。

- 2 業務用車両の場合は、自動車検査証及び写真を添付のこと。

（規格A4）

クリーニング営業廃止届

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

氏 名

次のとおり <sup>クリーニング所</sup> を廃止したので、クリーニング業法第5条第3項の規定に  
<sub>無店舗取次店</sub>  
より届け出ます。

- 1 営業者、住所、氏名及び生年月日（法人の場合は、その名称、事務所の所在地、代表者の住所及び氏名）
- 2 クリーニング所の名称及び所在地
- 3 無店舗取次店の名称
- 4 廃止の理由
- 5 廃止の年月日

添付書類

確認証

（規格A4）

第4号様式の2（第5条の2関係）

クリーニング所等営業相続承継届

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

届出者

住所

氏名

生年月日 年 月 日

被相続人との続柄

クリーニング所

無店舗取次店

の営業者の地位を相続により承継しましたので、クリーニング業法第

5条の3第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 相続開始の年月日
- 3 クリーニング所の名称及び所在地
- 4 無店舗取次店の名称

添付書類

- 1 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

（規格A4）



第4号様式の3 (第5条の3関係)

クリーニング所等営業合併承継届

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

届出者

主たる事務所

の所在地

名 称

代表者の氏名

クリーニング所  
無店舗取次店  
の営業者の地位を合併により承継しましたので、クリーニング業法第

5条の3第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 合併により消滅した法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 2 合併の年月日
- 3 クリーニング所の名称及び所在地
- 4 無店舗取次店の名称

添付書類

合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書

(規格A4)

第4号様式の4（第5条の4関係）

クリーニング所等営業分割承継届

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

届出者

主たる事務所

の所在地

名 称

代表者の氏名

クリーニング所  
無店舗取次店 の営業者の地位を分割により承継しましたので、クリーニング業法第

5条の3第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 分割した法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 2 分割の年月日
- 3 クリーニング所の名称及び所在地
- 4 無店舗取次店の名称

添付書類

分割によりクリーニング所（無店舗取次店）の開設者の地位を承継した法人の登記事項証明書

（規格A4）

クリーニング師試験受験申込書

年 月 日

三重県知事 宛て

氏 名

クリーニング師試験を受けたいから、クリーニング業法施行規則第3条の規定により  
受験申込書を提出します。

1 本籍地、住所、氏名及び生年月日

添付書類

- 1 履 歴 書
- 2 写真（受験申込前6箇月以内に脱帽して正面から撮影した縦4.5センチメートル  
横3.5センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）
- 3 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する資格のあることを証する書類

第6号様式（第7条関係）

受 験 票

第 号（ 年度第 回クリーニング師試験）

住 所 県 市 郡 町 村 番地

氏 名

試験日時 学科 月 日 午 時から  
実地 月 日 午 時から

試験場所

携 帯 品

年 月 日

三 重 県

（はがきの大きさ）

第7号様式から第9号様式まで 削除

第10号様式（第12条関係）

クリーニング師免許申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

氏 名

免許を受けたいので、クリーニング業法施行規則第4条の規定により申請します。

- 1 本籍地（国籍）、住所、氏名及び生年月日
- 2 旧姓又は通称名併記を希望する場合にあっては、旧姓又は通称名
- 3 業務を行おうとする場所

添付書類

1. 戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し（クリーニング師試験の申請時から氏名又は本籍に変更があった者）
2. 旧姓併記を希望する者については、戸籍謄本、戸籍抄本又は旧姓が併記されている住民票の写し
3. 外国籍の者で通称名の併記を希望する者については、通称名が記載された住民票の写し

第11号様式（第13条関係）

No. \_\_\_\_\_

登 録 番 号	県 第 号	登 録 年 月 日	年 月 日
本 籍 地			
氏 名 生 年 月 日	年 月 日生		
クリーニング師試験 施行都道府県	県	同左合格 年 月 日	年 月 日
登録抹消の年月日及 びその理由			
免許証再交付の年月 日及びその理由			
備 考			

備考 クリーニング師免許証に旧姓又は通称名を併記した場合は、「備考」欄に旧姓又は通称名を記入すること。



年 月 日

三重県知事 宛て

氏 名

次のとおり変更したから、クリーニング業法施行規則第8条の規定により申請します。

- 1 申請者の本籍地（国籍）、住所、氏名及び生年月日
- 2 旧本籍地（旧国籍）
- 3 旧 氏 名
- 4 旧姓又は通称名併記を希望する場合にあっては、旧姓又は通称名
- 5 変 更 年 月 日
- 6 変 更 の 理 由

添付書類

1. クリーニング師免許証
2. 戸籍謄本又は戸籍抄本
3. 旧姓併記を希望する者については、戸籍謄本、戸籍抄本又は旧姓が併記されている住民票の写し
4. 外国籍の者で通称名の併記を希望する者については、通称名が記載された住民票の写し



クリーニング師登録抹消申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

氏名

クリーニング免許の登録の抹消を、クリーニング業法施行規則第10条の規定により申請します。

- 1 本籍地、住所、氏名及び生年月日
- 2 申請の理由

添付書類

- 1 クリーニング師免許証
- 2 死亡したことを証する書類（戸籍（除籍）謄本又は死亡診断書）又は失そうの宣告を受けたことを証する書類

（規格A4）